

1

国家総合職  
令和 05 年第 01 問

--	--	--	--

外国人の人権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができ、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許されるべきことと解され、障害福祉年金の支給対象から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事項と見るべきであり、憲法第 25 条に違反しない。

イ 外国人登録法が定める在留外国人を対象とする指紋押なつ制度は、同法の目的を達成するために制定されたもので、その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定することができる。また、その具体的な制度内容は、精神的、肉体的に過度の苦痛を伴うものとまではいえず、方法としても、一般的に許容される限度を超えない相当なものであったと認められるので、このような指紋押なつ制度を定めた同法の規定は憲法第 13 条に違反しない。

ウ 地方公共団体の管理職の職務は広範多岐に及び、公権力を行使することなく、また、公の意思に参画する蓋然性が少なく、地方公共団体の行う統治作用に関わる程度の弱い管理職も存在することから、外国人を任用することが許されない管理職と許される管理職とを区別して任用管理を行う必要があり、このような任用制度を構築することなく、日本国民である職員に限って管理職に昇進することができることとする措置をとることは、合理的な理由を欠き、憲法第 14 条第 1 項に違反する。

エ 台湾住民である旧軍人軍属が戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に定める国籍条項等の規定によりそれらの適用から除外され、日本の国籍を有する旧軍人軍属と台湾住民である旧軍人軍属との間に差別が生じていることは、当

該国籍条項等が台湾住民である旧軍人軍属に対する補償問題は日本国政府と中華民国政府の外交交渉による解決が予定されたことに基づいて設けられたと解されること、その後、両国の外交関係の消滅によりその解決が事実上不可能となったことに鑑みると、十分な合理的根拠を欠くものとして、憲法第14条第1項に違反する。

オ 外国人の在留の許否は国の裁量に委ねられ、我が国に在留する外国人は、憲法上我が国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適當と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがって、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、このような外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であって、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障が与えられているものと解することはできない。

1. ア、イ、エ
2. ア、イ、オ
3. ア、ウ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

1

人権総論  
外国人の人権享有主体性

正解

2

□□ ア ○

障害福祉年金の受給資格を日本人に限定することが憲法 25 条に反するか否かが争点となった塩見訴訟（最判平元3.2）において、最高裁は、「社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができる」のであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきことと解される」と述べ、障害福祉年金の支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事柄と見るべきである、と結論づけている。したがって、本肢は、妥当なものである。

□□ イ ○

外国人登録法が定める在留外国人についての指紋押なつ制度の合憲性について判示した指紋押捺拒否事件（最判平 7.12.15）において、最高裁は、同制度について、「『本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資する』という目的を達成するため、戸籍制度のない外国人の人物特定につき最も確実な制度として制定されたもので、その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定できる」と判示した。また、その具体的な制度内容は、「精神的、肉体的に過度の苦痛を伴うものとまではいえず、方法としても、一般的に許容される限度を超えない相当なものであったと認められ」、指紋押なつ制度を定めた外国人登録法 14 条 1 項、18 条 1 項 8 号は憲法 13 条に違反するものでない、と判示した。したがって、本肢は妥当なものである。

□□ ウ ×

韓国籍の特別永住者に管理職選考試験の受験資格を認めないことが憲法 14 条 1 項に反しないか否かが争点となった東京都保健婦管理職選考受験資格確認等請求事件（最大判平 17.1.26）において、最高裁は、「普通地方公共団体が、公務員制度を構築するに当たって、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管

理職の任用制度を構築し」、その上で、「日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、上記の措置は、……憲法 14 条 1 項にも違反するものではないと解する」と判示した。したがって、本肢は、妥当なものではない。

## □□ イ ×

台湾住民である旧軍人軍属が戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に定める国籍条項等の規定によりそれらの適用から除外され、日本の国籍を有する旧軍人軍属と台湾住民である旧軍人軍属との間に差別が生じていることが憲法 14 条 1 項に反するか否かが争点となった事件（最判平 4.4.28）において、最高裁は、「台湾住民である軍人軍属が援護法及び恩給法の適用から除外されたのは、台湾住民の請求権の処理は日本国との平和条約及び日華平和条約により日本国政府と中華民国政府との特別取極の主題とされたことから、台湾住民である軍人軍属に対する補償問題もまた両国政府の外交交渉によって解決されることが予定されたことに基づくものと解されるのであり、そのことには十分な合理的根拠があるものというべきである。したがって、本件国籍条項により、日本の国籍を有する軍人軍属と台湾住民である軍人軍属との間に差別が生じているとしても、それは右のような根拠に基づくものである以上、本件国籍条項は、憲法 14 条に関する前記大法廷判例の趣旨に徴して同条に違反するものとはいえない。」と判示した。したがって、本肢は、妥当なものではない。

## □□ オ ○

外国人が政治活動をしたことを理由に在留更新の不許可処分をすることの許容性が争点となったマクリーン事件（最大判昭 53.10.4）において、最高裁は、「憲法第 3 章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意志決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、その保障が及ぶ」とする一方、「外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与

えられているにすぎないものであり、したがつて、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしやすくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない」と判示した。したがつて、本肢は妥当なものである。